供養舞楽と法会形式の変遷に就いて

、供養舞楽の四ヶ法要

(1)

法会の進行と有機的な継りを持ち、且つ法会中において何らか

ある。 雅楽の三者に依って営まれる法要を「舞楽四ヶ法要」と称したもので 梵音、錫杖の順序に従ってこれ等四種の声明及びこれにともなう作法 として一つの形式に迄昇華せられるに至ったと云っても良い。 会に見られるものではあるが、平安朝時代に入るに及んでは法要、 の効果をより一層高めるべく意が払われた。これら四ケ法要、舞楽、 この法要が執行せられるにおいて様々な雅楽や舞楽が演奏せられ法会 の構成の上に執行せられる法要形式とも云うべきものであるが、更に れていたことが知られる。この「四ヶ法要」と云うのは、 を中心とした諸大寺の大法会においては必ず「四ヶ法要」が依用せら 今日迄残存する諸大寺の法会記録や楽書等から窺うに、平安朝時代 この舞楽四ヶ法要において演奏される舞楽を、依用される性格の上 音楽の三者が各々有機的に結合し、更にそれは平安朝時代を頂点 こうした舞楽四ヶ法要はすでに奈良朝時代東大寺大仏開眼供養 唄 散華、 舞

小 野 功 龍

養日記」に

② 法会が畢って後、参拝衆の法楽の為に演奏されるもの。

② 法会が畢って後、参拝衆の法楽の為に演奏されるもの。

② 法会が畢って後、参拝衆の法楽の為に演奏されるもの。

② 法会が畢って後、参拝衆の法楽の為に演奏されるもの。

② 法会が雇って後、参拝衆の法楽の為に演奏されるもの。

② 法会が雇って後、参拝衆の法楽の為に演奏されるもの。

四剋事畢分散。」

四剋事畢分散。」

四剋事畢分散。」

四剋事畢分散。」

四剋事畢分散。」

四剋事畢分散。」

四型事畢分散。」

四型事畢分散。」

四型事畢分散。」

四型事畢分散。」

四型事畢分散。」

四型事畢分散。」

四型事畢分散。」

四型事畢分散。」

四型事畢分散。」

供養舞楽と法会形式の変遷に就いて

から大別すると次の二つに分類することができよう。

抽出してみると、 抽出してみると、 地出してみると、 を記されているように、臨時に曲目が附加されたりしている点より と記されているように、臨時に曲目が附加されたりしている点より と記されているように、臨時に曲目が附加されたりしている点より

A 振鉾、師子、菩薩、鳥(迦陵頻)、蝶(胡蝶)

B 安摩、二舞、万歳楽、散手、大平楽、蘇合、打毬楽、竜王 (蘭

陵王)、地久、帰(貴)徳、林歌

名称も定まらない。 では法会の規模の大小、時代の相違等に依って、曲数の多少や曲目のとの内B群に属する舞楽のうち、安摩、二舞を除いた他の曲目に就いめに述べた⑴に当り、B群に属するものは⑵に当るべきものである。等が掲げられている。これ等の舞楽の内(A)群に属するものは、初

とあり、これに依れば振鉾、師子、狛犬、菩薩、蘇利古、鳥、蝶等後の舞は何にても思々に期に臨時に随てあんめり。……下略……」、「……前略……左右後師子こまいぬ舞事もあり。菩薩そりこあり。又倶養はする。次左右合はせふる。これをば莚舞とも云ふ。又三切のまづ左。次右。次左右合はせふる。これをば莚舞とも云ふ。又三切のまで左。次右。次左右合はせふる。これをば莚舞とも云ふ。又三切のまで左。

云い得よう。

云い得よう。

云い得よう。

云い得よう。

云い得よう。

云い得よう。

一二を除いた、供養舞の曲目及びそれらの演奏順序に至る迄もが全く固定化した法会の形式と有機的に結び付き、作法や舞迄が一定の形式の内におが法会の形式と有機的に結び付き、作法や舞迄が一定の形式の内におが法会の形式と有機的に結び付き、作法や舞迄が一定の形式の内において行われたが為であろう。事実平安朝藤原中期以降の法会記録を見ると、供養舞の曲目及びそれらの演奏順序に至る迄もが全く固定化して法会の構成の内に組み込まれていることが解るのである。しかし、これの舞を供養の方に組み込まれていることが解るのである。しかし、こうした供養舞の定形化と云うことを又一方から見れば、これらの供を供養の構成の内に組み込まれていることが解るのであったが故ともを舞が舞楽四ケ法要を厳修するうえに不可欠なものであったが故とも、大い得よう。

二、供養舞楽の性格

薩 る。 物或は供花を捧げて舞台上を往還し、堂前にて僧侶に伝 授 する もの 先づ冐頭に行われる作法は惣礼に続く献供作法である。 めとして式衆達が入場本座に就くと法会が開始されるわけであるが、 際にこれ等を出迎える為の作法と舞とを演奏するのである。 い、法会の開始に先立って邪気を払い会場を鎮める為に 演 あろうか。先ず法会の冐頭に奏される『振鉾』は三切の乱 声 とも 云 これ等の供養舞は法会の内においていなかる作法を分掌したもので 迦陵頻、 次に現われる師子は法会を司る導師及び式衆達が会場へ参入する 胡蝶が供奉したのである。 すなわちこれらの舞人達が供 これには 奏せられ 導師を初 菩

づ一区切の次第が終るものと見て良い。で、特にこれを「伝供」と称し、所謂リレー式の献供作法を以て先のである。この後これらのメンバーに依って各々舞楽が供養されてこのである。この後これらのメンバーに依って各々舞楽が供養されてこのである。との後これらのメンバーに依って各々舞楽が供養されてこのである。との後これらのメンバーに依って各々舞楽が供養されてこのである。と見て良い。

は、

は、

の法成寺金堂供養の有様を述べた『栄華物語』の記述において分掌することに依って法会の進行と密接な継りを持つに至ったもので別道長の法成寺金堂供養の有様を述べた『栄華物語』の記述において原道長の法成寺金堂供養の前半に置かれていることは、参拝衆をして宗教的雰囲気を醸成せしめ、法会そのものに速やかに導入手衆をして宗教的雰囲気を醸成せしめ、法会そのものに速やかに導入が事することに依って法会の進行と密接な継りを持つに至ったもので原道長の法成寺金堂供養の有様を述べた『栄華物語』の記述においるに違い、
の記述において、これ等の供養舞は法会中における作法を各々は、

舞ひ出でて待ち迎へ奉る程との世の事とも見えず……云々」「楽所の乱声えもいはずおどろおどろしきに師子の子供引きつれて

ひやられてそのゆゑいとどめでたき……云々。」舞どもただ極楽もかくこそはと想ひやりよそへられて見る程ぞいと思情との上にてさまざまの菩薩の舞ども数を尽し、又童子の蝶鳥の

めるべく所期の効果を演出していたのである。()等と見られる如く参拝衆をして耽美的な極楽壮厳の世界へ没入せし

供養舞楽の変遷と法会形式との関係

図表は各時代における舞楽四ヶ法要の例を抽出し、法会次第を順序にを進めたい。就いては本文と共に別掲した図表を参照されたい。このこの項において供養舞楽の変遷の過程と法要形式との関係に就いて論前項においては供養舞の性格に就いて述べ来ったのであるが、次に

A 奈良朝時代(別掲図表(1)参照)

142

従って略記したものである。

歌舞、 である。 この時に演奏せられた楽舞の曲目が記されている。これに依れば、 法要の形式を以って執行せられたことが知られる。 更に同要録には、 られた天平勝宝四年(A·D 七五二)東大寺大仏開眼供養会の記録』 々な歌舞が演奏されているから、 ないが、この法会次第を通暁するに、法会の主要な部分(法要の部分 は単に余興的な意味を以って演奏せられたものなのか具体的には解ら れらの楽舞が法会の進行と何らかの継りをもって演奏せられたのか或 法施として賜給せられたことが見え、従ってこの時代にはすでに四ケ たように思われる。 即ち大仏開眼作法や華厳経の講説等が先に行なわれ、 我国に残存する法会記録の内で最古のものは、『東大寺要録に收め記』 林邑楽、跳子名等の楽舞が演奏されたことが記されているが、 久米儛、楯伏儛、伎楽、高麗楽、度羅楽、漢躍歌、唐楽、唐散 これに依れば梵音衆、 この点後世平安朝時代に確立した舞楽四ヶ法要 唄衆、散華衆、錫杖衆等に絁や布等を むしろ余興的な意味合いの方が強か しかる後に様

と云えば一概にそうも云えない。例えば東大寺要録には、とはその趣が大いに異るものであろう。しかし供養舞楽が無かったか

「妓楽

とか

「度羅楽四寺行道二返回畢」

その楽器として重要されたことは、『令集解』にも 等の記述が見られることである。この伎楽と度羅楽とは法会の進行 され来ったものであることは論をまたないが、又伎楽において 皷 が が、特に「撃皷六十人」と記されていることから撃皷の一群が特に入 が、特に「撃皷六十人」と記されていることから撃皷の一群が特に入 が、特に「撃皷六十人」と記されていることから撃皷の一群が特に入 が、特に「撃皷六十人」と記されていることから撃皷の一群が特に入 が、特に「撃皷六十人」と記されていることから撃皷の一群が特に入 が、特に「撃皷六十人」と記されていることが、又伎楽において 皷 が され来ったものであることは論をまたないが、又伎楽において 皷 が され来ったものであることは論をまたないが、又伎楽において 皷 が

「伎楽師一人 掌教伎楽生其生 以楽戸為之腰皷生准之

とあるように、腰皷師二人を設け、而も腰皷生を楽戸より採用する腰皷師二人 掌教腰皷生 使部二十人直丁二人楽戸」

等の措置が講じられたことからも考えられよう。

が、この度羅楽の内容に就いては、「令集解古記別記の項」にもの多数を占めて居り、当時のこの楽の隆盛が忍ばれるものではある制定』の際には、大唐楽三九人三韓楽三八人に対して度羅楽が六二人又、度羅楽は『天平三年(A.D 七三〇)六月雅楽寮雅楽生の員数註。

久太儛廿人 那禁女儛五人三人儛人二人花取、韓与楚奪ኌ女儛 女 廿人 「度羅儛師一人 歌師一人 婆 理 儛 六 人 二人持刀楯四人○ 立

中五人著甲帯」刀 右四儛度羅之楽_

たものであろう。 法要との緊密な継りは行道等の作法を除いてはあまり深いものとは考 が、これらの性格の上から考えて、後世平安朝時代に見られるような のとどのような継りを以って演奏されたものか具体的には 解ら ない 主流を占めていたものであろう。しかし、これらの歌舞が法会そのも 姿から行道を彩る面に焦点が向けられるに至ったものであろう。よっ 萠芽が始まるに従って従来の式楽たる伎楽や度羅楽等は、その本然の 養等大陸の仏会の記録にも多く散見するところである。従って天平時 仏会において、行道が重用されることは、古来我国のみならず行像供 同じく行道に関連のある楽舞ででもあったことが推測される。元来、 は余興楽としての主流を占めていたであろうことは否定できない。こ もこれ等二つの歌舞は当時爛熟期にあったと考えられ、寺院の式楽或 あったことは、 であったと考えられるが、この点伎楽に似た趣を持ったものであった えられない。むしろ歌舞そのものゝ本質としては余興的要素の強かっ 養楽としては依然として伎楽を初めとして度羅楽等が法要形式の内に てこの大仏開眼供養会には、 代に至り、すでに唐楽、三韓楽、林邑楽等の外邦諸楽が土着し、その とに先掲した東大寺要録の記述にも示されるように度羅楽も又伎楽と とも窺い得る。 とあるところから推して可成り大規模にして劇的内容を備えた歌舞 伎楽自体が行道的要素と演劇 的 要 素 の濃厚なもので 『教訓抄巻四』の著明な記述からも明白であり。 唐楽がその大部分を占めては居るが**、**供 しか

B 平安朝時代弘仁期 (別掲図表②参照)

が、 る。 新楽や高麗楽が奏されて行進曲の役目を果している。又前項にも述べ 錫杖による四ケ法要の順序が明確に示され、且つ式衆の往還の際には 上に可成り相違のあることが認められる。すなわち唄、 にも述べられているが、前項に掲げた東大寺要録に詳しい 記 載 があ の 楽器楽制等の上に大幅な改正が施され、所謂日本的雅楽舞 楽 が ろに成立していたことが分明するわけである。 めに行なわれている等、 た如く供養舞楽と入調舞楽の区別が行なわれ、而も供養舞は法会の初 平安朝時代に入って嵯峨、 東大寺大仏御頭供養会である。 この改革後間もなくして営まれたのが貞観三年 これは弘仁期における代表的大法会の記録として貴重なものであ この御頭供養会と前代の開眼供養会とを比較すると法会の形式の 我国音楽舞踊史の上に新しい局面が転回されてくるわけ であ 舞楽四ケ法要の形式の根本的な骨子はこのこ 淳和、 この法会の有様に就いては三代実録 仁明の三帝に亘る弘仁期の前半に (A.D.八六二) 散華、 梵音、 抬 頭

ものと考えられる点も少くはない。少々趣を異にするものがあるが、中のある舞楽は大いに示唆を与えた少々趣を異にするものがあるが、中のある舞楽は大いに示唆を与えたただ此所に演奏せられている供養舞は、後世に見られる供養舞楽と

供養舞を演奏順に列記してみよう。 東大寺要録中の法会次第と御頭供養日記の記載とを校合しこれ等の

二、古楽に依り多門天王と従鬼十四人、吉祥天女と従天女達廿人に一、林邑楽人に依る普賢菩薩象王鳥迦陵頻等の舞と献供作法

供養舞楽と法会形式の変遷に就いて

依る献供作法と舞

先ず〔一〕に就いては東大寺要録会通式の項に、殿上天人楽……大自在天と天人に依る散華舞楽

「誦讃之間」普賢菩薩象王台上舞畢 象王北面而立 伽陵頻伽二行

対立奏」

上」奉」置。即有」|一人白象」立於前」其像皆構」儛台」菩薩着ハ其「午二尅本寺林邑楽人鳥等捧」|供盛物等」。東西分経」儛台」とあり、御頭供養日記にはその献供作法の有様を

台」参言於

上。

白 堂

象独留:|儛台:|待:|仏供者:|。自」堂還共儛了退下就:|本座:。|

られたところの供花伝供作法の源流的な形を示すものであったことは 林邑楽の一部であることなどから考えて、後世藤原期において依用せ るキャラクターとして菩薩、 であったとも云えよう。 供作法と供養舞楽が行なわれたことを知るのである。 今では想像もできぬような大規模にして演劇的要素を多分に含んだ献 著けて姿を擬したものであったのだろうか。これ等の内容から窺うに とあるから舞を奏したものであろう。従ってこれは人間が象の冠物を 菩薩が「普賢菩薩」を象ったものであり、それが故であろうか象に乗 供物の盛物を仏前に献じた後供養舞楽を演奏したものであるが、その 法会の開始に先立って林邑楽人を中心とした鳥 と記している。これに依れば導師、 の濃厚な内容は、これが供養舞楽たる資格を充分に備うるに足るもの って舞台上に現われ献供を行ったものである。又その象も「象王舞_ 而もこの一連の作法と供養舞はこれを構成す 迦陵頻等が含まれて居り、 児願師、

式衆等の

入場が (迦陵頻)、菩薩等が 又、仏教的色彩 更にこれらが 終 ŋ

明らかであろう。

又、東大寺要録には、この舞楽と天人楽に対して、

った。 献供所作と供養舞楽の発生を窺う上に重要なポイントを示唆するもの 教的な意味ある部分を抽出し、 我国に将来された林邑楽のレパートリーの内から、 は、 る文屋弘富、 〇七)三月雅楽寮雅楽師の制定にあっては楽師が二名設けら れて 将来したものと云われている。斯の楽は後に大安寺に楽戸が置かれ、 提遷那と共に天平八年(A:D 七三五)我国に来朝した林邑僧仏哲の である。林邑楽は、天平の大仏開眼供養会に導師として推挙された菩 雅楽寮の権大允迄行った人であり、朝廷よりも重用された音楽者であ 散見するところであるが、それ等に依れば、彼は右京出身の笛吹者で 実録」にも数度に亘っての記載が見られ、後世の楽書にもその名前を されたものが無いので不明であるが、和邇部大田麿に就いては「三代 舞者の文屋弘富に就いては、 述部大田麿の作曲になる新作舞楽であると云われるものであるが、 したものではあるまいか。 大仏開眼供養会には三舞演奏され更に平安朝の初大同二年(A·D と記されている。すなわちこれらの供養舞楽は文屋弘富の按舞、 創作と云うより寧ろ改作と見るべきであろう。即ち仏哲等依って 従って、このような斯楽の推移の上から考えると、こゝに見られ 新造舞 さて菩薩を中心とするこの供養舞楽は先述の如く林邑楽の一部 唐舞師某位文屋弘富、新造音声笛師某位和邇部大田麿」 和邇部大田麿両者の手に成る新造舞、 依ってこのことは菩薩を中心とした一連の 目下文献にその名前や事蹟等に就いて記 改作の手を加えた後供養舞楽として供 菩薩迦陵頻等の仏 新造音声と云うの Л 和

と云えよう。

ハニノ)律このハニは、

「以…古楽・次曲多門天王率従鬼十四人 | 古捧藕実二人一人者持弓二人者〔二〕の舞については、要録には、

と記されているから、これも又、〔一〕の舞と同様献供作法をともな台上東西」従天女十六人奉舞畢 下」台着''本幄'。」

が見られないから、その実態に就いては解らない。

(三)の天人楽は前の二つの舞楽が献供作法をともなった供養舞楽で

った供養舞であったことが解るが、この記述以外に何も記されたもの

あるのに対してこれは散華舞楽である。要録には

東西相分廻列"台上1有||欠||欠|| 音讚"||嘆仏1日……中略……||讚畢散所持綵「次殿上天人楽」次曲大自在天王率"|従天人六十人1 世人天衣盛綵花

る。又この舞は『三代実録』には「大仏殿第一層上結 構 棚 閣」と あとあって天人が華厳経の偈頌を唱えつゝ散華舞楽を奏したものであ花』 繽紛而下"供花"畢 奏"舞各隠居」

「小舞台一基長四丈造立大殿中層南面(天人楽所」

ŋ,

東大寺要録の会遅装束の項には

応して立体的な効果を試みたものとも云えよう。こうした大規模な演行ったものと考えられる。即ち庭上における法会の平面的な進行に対ものではなく、大仏殿の中層に小舞台を設け、こゝから会場へ散華をと記されているところから、庭上に設けられた大舞台で行なわれた

にあたる治安二年(A.D 一〇二二)藤原道長の法成寺金堂供養会に出は後世藤原期に入ってもあまり見られない。例えば藤原期の中期頃

て為されたものである。 がら、舞人の手に依るものではなく、法会の式衆たる僧達の手に依っから、舞人の手に依るものではなく、法会の式衆たる僧達の手に依っれたものである。又、これは「同有行道僧也」と註記されていること楼と経蔵の上から庭上において進行する散華大行道と対応して散華さて為されたものである。

又、承暦元年(A·D 一〇七七)白河天皇の 御願寺「法勝寺供養記

「左右廻廊裳層上有楽天菩薩散四種之色花」

には

ら、楽天菩薩に扮した人達に依って散華されたものである。われた。即ちこれは伽藍の廻廊の裳層の上に設けられた特 設 舞 台 かとあり、会中における散華大行道とは別に法会の開始に先立って行

作の演出は御頭供養会における天人楽に範を採っているのかも知れな至らなかったものであろう。しかし、こうした藤原期における散華所れる場所や時期においては皆まちまちであるから一つの形式たるにはこのような演出が折々見られるものであるが、それとても散華の行わとのように藤原時代の中期頃即ち西紀千年より千百年頃迄の記録にはかように藤原時代の中期頃即ち西紀千年より千百年頃迄の記録には

史上看過すべからざるものがある。即ちこの法会の記録に お い て 舞形式を決定づけ、数々の供養舞楽の抬頭を促した点において我国法会このように貞観三年の大仏御頭供養会は、舞楽四ケ法要の構成及び

であろう。『三代実録』には (A·D 八七四)三月廿三日に営まれた貞観寺供養会が掲げられる 供養舞の改作は、後世に伝わるこの種の供養舞楽的成立年代をこの時 供養舞の改作は、後世に伝わるこの種の供養舞楽の成立年代をこの時 ともなる。この時代としてはこの他に貞観一六 は、後世に伝わるこの種の供養舞楽の成立年代をこの時 は、後世に伝わるこの種の供養舞楽をは、 が、文楽、雅楽に依って法要そのものが有機的に進行せしめられる構成が、

御頭供養会と同趣のものであったことが忍ばれる。を教習している公子王孫の子弟四○人等の特筆事項は、この法会も又を記されているが、特に大安寺の林邑楽、興福寺の天人楽、更に舞

138

C 平安朝時代藤原期初期

て胡蝶が供養舞楽として組込まれている。胡蝶は『古今著聞集』に延言 うのである。更に先述した番舞の関係としては、菩薩、 ものであるのかこれだけの記述のみからは分明ならざるも、 れるものが、全くの創作になるものか或は従来の舞曲より改作された り供花を行う供養舞であったものだろう。これらの新作舞楽と称せら 仙童供花楽とを以って番舞の如き形を持って行われたもの で あ ろ う 楽系統左方の舞楽としての天人讃仏楽と高麗楽系統右方としての舞楽 迦陵頻との番舞に就いての記述が見られるから、左方舞楽系の迦陵頻 れたとも見えるから少くとも延喜年間から延長年間に亘る二二年の間 記述が見え、又『体源抄』には延喜六年(A.D 九〇六)に初演せら 笛忠房朝臣、按舞式部卿親王の手に依る新作舞楽として演奏せられた 長六年 (A·D 九二八) 閏七月六日、宇多天皇童相撲上覧の折に、 は前期に継いで、未だ様々な供養舞楽の試みが施されて居たことを窺 る天人楽と同趣の如きものとも考えられるし仙童供花楽の方は文字通 に対して右方高麗楽系胡蝶が供養舞楽にも採り入れられて、 に製作せられたものであろう。又教訓抄を初めとした様々な楽書には してメンバーを構成するに至ったものであろう。従って菩薩、 元年間に至る間、即ち九百年代の末期頃に成されたものと考えられる。 更に天人讃仏楽は、 胡蝶に依る一連の献供作法と供養舞の確立は延喜延長年間より天 その名称より推して貞観の御頭供養会におけ 迦陵頻に加 この時期 献供衆と 迦陵 曲

D 平安朝時代藤原期中期 (別掲図表3)参照

成寺金堂供養記に依れば前項に述べた如き舞楽四ケ法要の形式が整 存して諸寺の大法会に際しても依用されていたものと考えられる。 ることが解るが、このようなことから推して、未だ此頃には伎楽が残 代に入ってからも『延喜式』の記述から斉会等に伎楽が用いられてい らも明らかであるから、舞楽が隆盛であった以上このような供養舞楽 にその伎楽の先頭を務めるのがこの師子であったことは、「教訓抄の 記述があり、恐らく行道には伎楽が用いられたものであろうし、 は 能として隆盛を極めていたことは著明な事実である。 る。 似』の諸点から考え得るが爾来様々な学問分野よりも解 明 さ れ てい ことは、 る。就中、この供養舞としての師子が、伎楽の系統を引くものである て来たことが解る。 立するに至ったものであろうと考える。 である師子だけが抽出されて、こゝに供養舞楽としての師子の舞が成 具体的な劇的内容を備えた舞楽の他の演目の中から比較的抽象的な舞 るに藤原時代の中期になって舞楽が次第に衰退の一途を辿るに従って 注: としての師子の出現は未だ必要が無かったものであろう。又、 記述」や、「法隆寺西大寺等の資財帳に見られる伎楽調度の書列」か これが藤原期中期、 東大寺要録中の「恵運僧都記録文」の中に法隆寺の献じた伎楽の 伎楽は飛鳥奈良朝時代を中心として平安朝初期に至る迄仏教的芸 『形態の上における両者の類似』或は『伴奏の楽器編成の類註5 即ち振鉾や師子等の舞と作法が已に行 われて 天元三年より四二年経た治安二年藤原道長の法 弘仁期において 藤原時 然 b

菩薩の舞に就いては「……前略……菩薩八人着鐘楼台草塾渡中鳥南着菩薩、迦陵頻、胡蝶に依る伝供はもとより行なわれているが、この

之更発菩薩行道楽先菩薩舞舞台楼上同舞

に極楽荘厳の世界を現出していたであろうと思われる。 から立体的な散華を行なう等、 上に於ても奏舞されたものである。 と記されているように庭上の舞台と対応して鐘楼上に設けられた台 最も平安朝らしい耽美的な雰囲気の内 又先述した如く、鐘楼と経蔵の上

Ē 藤 原 期 末 期 以 降 ○別掲図表4(5)参照

ることを許されなかったが故であろう。 等の供養舞楽が仏教的な具象性を備えて居り、 子の正統的な伝が此頃を境として序徐に失われて行ったこと等、 化の傾向を辿ったであろうことは否定できない。その結果菩薩舞や師 法会が執行せられて来たのである。 は定め難い。 ず此頃に統一大成されたと考えて良いだろう。 見られるところの諸寺の法会記録はほとんど統一された形を採ってい られるような形に統一され、これより元永年間から保元平治年間迄に しろ様々な演出が試みられた治安二年頃即ち藤原時代中期以前へ持っ ることが解るから、弘仁期に始まる供養舞楽と法会形式の変遷は一先 藤原時代中期より末期に掛けては、 その形式を脱することなく全く遵守され、形式の範囲内において 是より後の時代は一つの形式に統一されたとは云うもの 供養舞楽の変遷の面から考えるならば、その円熟期はむ 従ってそれは次第にマンネリズム 永保三年の法勝寺塔供養記に見 しかし此頃を円熟期と 法会のわくからはみ出 これ

は

藤原期の末期から鎌倉時代に入ると、 一般の舞楽の曲目の中から更

> ている。 御叱声と御教示を乞いたき次第である。 のとも考えられよう。 時代上半期に盛行を見た師子、菩薩等の供養舞が次第にその舞の正確 を更に彩る為に加えられたものではあろうが、先述したように、 舞楽日記には法会舞として万歳楽、 寺続要録』に收められた「安元三年(A.D 一一七七)の華厳会式. を述べ来ったものであるが何分にも未考の余地多く、 つれて、これ等に変るものとして一般舞楽より依用されるに至ったも な伝を失い、単なる作法のみしか伝承されないようになってしまうに を以て称したものと考えられる。 は従来の師子、菩薩、 いる。こゝでは新に加えられた舞楽を法会舞と称して供養舞と分類 録に法会の舞として振鉾、蘇利古等を揚げ、安貞二年四天王寺聖霊会 は「大法会次第」として安貞二年(A.D 一二二八)の常楽会舞楽記 先掲した残夜抄には蘇利古が加えられて居り、 養記」に依れば梵音の後に万歳楽、錫杖の後に綾切が奏されている。 たのか不明である。これが「建久六年(A·D 一一九五)の東大寺供 されている。しかし、曲名が記されて居ないので何なる曲が演奏され に依れば、梵音の後に左舞一曲、錫杖の後に右舞一曲がそれぞれ挿入 に数曲が選ばれて会中の供養舞楽の中に組み入れられた。 胡蝶、振鉾等の他に一般舞楽の曲目の中から抽出抜粋されたもの 即ちこれを先掲の残夜抄の記録と校合してみると、供養舞と 迦陵頻等の本来の仏教的舞楽を指し、 如上供養舞楽と法会形式の変遷に就いて、 こうした法会舞の抬頭は法会の効果 延喜楽、 央宮楽、 『吉野吉水院楽書』に 読後諸先賢より 綾切等を揚げて 即ち『東大 法会舞 藤原

> > 136

東大寺要録巻之二 供養章之余御頭供養会

註 2 江家次第巻第一三

註 3 群書類聚第一九輯管絃部に収録

の牧野に天神地祇を祀った際に舞われたものである。道場を浄める意味 左右平舞装束の舞人が一人づつ鉾を振る所作をする。第一節目左方の舞 で神事や法会の始まりに依用される。 れを合せ鉾と称する。この舞は教訓抄等の記述に依れば周の武王が商郊 奏する内にに同じく舞う。第三節目は左右の舞人が同じく舞う。特にと 人が新楽乱声を奏する内に舞う。第二節目は右の舞人が右方高麗乱声を

栄華物語巻一七音楽

東大寺要録巻之二供養章第三開眼供養会

令集解第二編職員令第一七雅楽寮

続日本紀巻一一聖武天皇天平三舟秋七月乙亥之条

教訓抄巻四 他家相伝舞曲物語 妓楽

先袮取 盤涉調音次調子 或道行拍子曰云々是以行為道立次第者先師子次踊

物次笛吹帽冠次打物写皷二人

三代実録 巻五 清和天皇貞観三年三月一四日戊子

三代実録 巻 二 五 清和天皇貞観一六年三月二三日

註 12 叡岳要記

註 13 古今著聞集十相撲強力

体源抄 第一二

註 15 間に依って形成されたものであったことが解る。又現在四天王寺聖霊会 に行われる供養舞としての師子も同様の形態である。 同趣の述が記見られるから一頭の師子に前足後足それぞれ一人ずつの人 法隆寺資財帳に依れば伎楽一具とされ袴四腰とある又西大寺資財帳にも

註 16 伎楽の伴奏器に就いては教訓抄伎楽の項には笛と打楽器(腰皷、銅鈑子 笛与大皷鉦皷許也」と見えて居りこれも又笛と打楽器のみから成る編成)のみの演奏であることが記されている。又同じ教訓抄師子の項には「

> 付けるように笛、 である。又更に大阪四天王寺に伝わる師子の笛譜には教訓抄の記述を裏 太皷、鉦皷の三つの楽器のみに依って演奏されること

が記されている。

註 17 延喜式巻廿一雅楽寮之項

註 18 註 19 東大寺続要録供養章

吉野吉水院楽書(伝南北朝以前)

一、安貞二年二月常楽会舞楽日記

一六日 五日法会舞 先延舞右曽利古 曽利古胡蝶 左鳥

左愛城楽

右延喜楽

法会舞

央宮楽 綾切

一、同年天王寺聖霊会舞楽日記

延舞

蘇利古 鳥蝶

法会舞

万歳楽 延喜 央宮 綾切

(本学講師―音楽学・雅楽演習 宗教音楽論

135

《別掲図表》 舞楽四箇法要対比の一例

	座	仏開眼作法	人を最とない。講師読師乗興参			·····································		南門より参入を関する。東京の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の一名の	<u>.</u>	太上天皇大云、天皇竇巫内	供養記東大寺大仏開眼 東	四月九日 貞	(1) 奈良朝時代	/万井俊寺》 《多之》 作》
	参入 舞台下にて下輿導師咒願師乗輿				参入	新楽及び高麗楽		中門で乱害あり参入 原西中門より楽入	近衛府廿人東儛を奏す	内舎人廿人和儛を奏す開眼作法	供養式 東大寺大仏御頭	三月一四日 三月一四日	(弘 左 期)	子 三 二 十
)市产罪)	参入舞台下にて下興導師、咒願師乗輿	○師子初めの如く立ちて舞	て立つ 座楽人奏楽をす楽屋の前に	各々衆僧入場して着	○師子立ちて舞う	雅楽寮楽人を率いて衆僧を	○師子舞台の異坤に出て臥	(即ち振鉾を奏す) 私声(新楽・古楽)	諸卿着座 拝御座に着座 皇帝行幸阿弥陀堂金堂を礼	衆僧集会の鐘を打つ歯仏開眼	法成寺供養式	治安二年七月14日	(藤原中期)	
	異坤にて 下輿 下輿	(分別子前の子く立ちて舞う	楽人亦参入楽屋の前に立つ	衆僧参入座に着す	○師子立ちて舞う	前に立つ奏楽和楽寮楽人を率いて楽屋の	○師子舞台の異坤に出て臥	○乱声(新楽・古) ○乱声(新楽・古)	お卿着座衆僧集会の鐘を打	宸儀行幸、塔を礼拝着座御仏開眼	法勝寺供養式	永保三年十月一日	(藤原期中 ~ 終)	l
	の異坤にて下興の異坤にて下興		雅楽寮楽人新楽高麗楽を率	衆僧参入着座	○師子立ちて舞う	て楽屋の前に立つ 雅楽寮林邑胡楽楽人を率い	○師子舞台の異坤に出て臥	○乱声(新楽・高麗楽 ○乱声(新楽・高麗楽)	諸卿着座 仏前の御座に着す 太上天皇行幸	衆僧集会の鐘を打つ	東大寺供養式	建仁三年十一月三十日	(5) 鎌倉時代 初期	

供養舞楽と法会形式の変遷に就いて

				種々の奇異物を献ず四寺			衆僧沙弥等参入
でである。 ○大自在天が二十人の天人 を率いて仏殿中層の台上 を率いて仏殿中層の台上	○多聞天と夜又、吉祥天と終って従天女麒供を行う		○献供終って菩薩鳥等舞を	○林邑楽人を中心とした菩 ・ ないでは、 ・ ない			舞台上を経て講座に就く
	金皷を打つ金皷を打つ	○菩薩行道楽を発す先づ菩 舞台上、楼台上同時に舞 産舞う	着すの伝供終ってを開いている。	回されを伝供する ・ 十六人各仏供を持って二 ・ 行に相分れ舞台上を経て ・	音声十天楽を発す	堂童子金皷を打つ	即ち高座に登る礼仏着座導師咒願師舞台上を経堂前
	○鳥蝶共に舞台を退下再び ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	野産舞を奏す	○伝供終って ・ 一	□東南の庇より伝供するで、海師児願師十弟子後戸の第一年を経て花を供えるなを捧げて二行に相分れてを捧げて二行に相分れ	楽人十天楽を発す	堂童子図書寮金皷を打つ	仏後高座に就く 舞台上を経て礼盤に着し礼
○天人楽発楽 ○天人楽発楽	○迦陵頻舞を奏す	菩薩舞を奏す	○伝供終って ・	○菩薩廿人迦陵頻十人天人 中人各供花を捧げて二行 に相分れ舞台上を経て仏 殿壇下に至る	胡楽十天楽を発楽する	図書寮金皷を打つ	仏後高座に就く 舞台上を経て礼盤に着し礼

					○左大臣以下撃皷 ○皮楽・ ○皮楽・ ○皮羅・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		○南門柱東より種々の楽列
	錫杖文を誦す		に参じ菩薩顧文を唱う 梵音衆 舞台より登り仏前一打		う ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	唄師起座発音する	を行う 又一打〇新楽高麗楽等四楽大行道一打
	○往還に楽有り 上に唱う ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の		座 舞台上に梵音を唱え畢り復 梵音衆起座	讃衆起座舞台上に讃を唱事金皷を打つ	道を行う 人(師子等)これに従い行人(師子等)これに従い行散華師起座発音衆僧楽人舞散華大行道	唄師起座発音する	
	金皷を打つの仕還に楽有りの仕還に楽有りの仕還に楽有りのでは出		座 舞台上に梵音を唱え畢り復 梵音起座即発楽	讃衆舞座起に上台畢唱を讃金皷を打つ	これに従い行道を行う 師子を先導にして衆僧楽人 散華師起座発音 散華大行道	唄師起座発音する	
○綾切を奏舞	○往還に楽有 唱了退帰する 唱了退帰する の往還に楽行上に錫杖	〇万歳楽を奏舞	畢り復座 舞台上に梵音を唱え を		を行う を行う を行う を行う	唄師起座発音する	

以下次第奏す 〇大御儛、久米儛楯伏儛 〇大御儛、久米儛楯伏儛 〇大御儛、久米儛楯伏儛 〇唐散楽一舞 〇唐歌楽一舞 〇高麗楽三舞 〇高麗楽三舞			
○ 取枠舞○ 取枠舞○ 下 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	児願師 児願文を読む 一打	盧舎那仏号を奉誦	導師願文を読誦一打
○左右音楽を発し種々の舞を奏す	光願師 児願文奉読 と 大発楽 次発楽 次発楽 と 大発楽 と 大発楽 と 大発楽 と 大き	り り り り う り う り う の に る と き う の た ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ り ろ	導師表白金皷打つ
○左方 万才楽、散手、大○左方 万才楽、散手、大下 有子楽、散手、大平楽蘇合、打毬楽平楽蘇合、打毬楽 前針新鳥蘇、納	退出如1出 衆僧も退出 水盤に着し、礼仏後 水盤に着し、礼仏後 水子 高座 神師児願師下高座	りの後衆僧に給録の事あ	導師表白金皷打つ
○左右奏舞す	児願師 児願を奉読 ・	経	導師麦白